

## 公 示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

平成31年1月30日

独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 田中 勝英

### 1. 公募内容

#### (1) 件名

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務

#### (2) 当該招請の趣旨

石綿健康被害救済制度における肺がんの判定では、肺内組織にある石綿繊維の本数が一定量以上あることが認定基準のひとつとされており、環境省の医学的判定において、石綿繊維の計測が求められた場合には、機構は、医療機関等に肺内組織の提出を求め、当該組織を用いて外部の検査機関に石綿繊維の計測を依頼し、その結果を医学的資料として環境省に医学的判定の申出を行っている。この肺内石綿繊維計測の実施にあたっては、当該検査に必要な特殊な技術又は設備等を有している特定の者（以下「特定事業者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定事業者以外の者で、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者2者との契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定事業者2者と当該応募者と契約手続に移行する。

#### (3) 契約期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日

### 2. 応募要件に関する事項

#### (1) 公募に応募することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 平成28・29・30年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- (3) 募集要領、契約書(案)、仕様書及び本件に必要なその他の書類(以下「募集要領等」という。)の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。(非該当項目を除く。)
- (6) 個人情報の取扱いに関する契約書を締結できる者であること。
- (7) 肺内石綿繊維計測は、その計測結果が救済制度の認定等に影響を及ぼす重要な検査であり、非常に高度な技術が要求されることから、以下の要件を満たしていること。
  - ① 本業務を行う計測担当者が、環境省が実施している「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」への参加及び検討委員会への出席経験があり、肺内石綿繊維計測の実績を有していること。
  - ② 個人情報保護に関する第三者認証(プライバシーマーク等)を受けていること。又は個人情報の取扱いに関する社内規程等が定められていること。
  - ③ 次の事項が記載された資料を提出できるものであること。
    - 1) 計測実施場所
    - 2) 連絡担当者の所属営業所、職名及び氏名とその連絡先
    - 3) 連絡担当者が不在の時の連絡体制
    - 4) 計測担当者の職名、氏名、保有資格、肺内石綿繊維計測従事年数及び精度管理業務への参加有無(参加年度及び参加当時の所属機関・職名)

### 3. 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先等

#### (1) 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階  
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 富永、佐々木  
e-mail i-kikaku@erca.go.jp

電 話 044-520-9614 F A X 044-520-2193

#### (2) 募集要領等の交付期間

本公示の日から平成31年2月15日(金曜日)における平日10時00分~17時00分の時間帯(但し、12時00分~13時00分は除く)とする。

なお、電子メールによる募集要領等の交付を受けようとする時は、平成31年2月15日(金曜日)17時00分までに、上記(1)のメールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、当機構から募集要領等一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【募集要領等希望】石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務

本 文: ①会社名  
②所属部署

- ③担当者名
- ④郵便番号・住所
- ⑤メールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦FAX番号
- ⑧募集要領を希望する公示の名称

電子メールを送受信する環境が無い場合には、平成 31 年 2 月 15 日（金曜日）までの平日 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）に、上記（1）の問合せ先に FAX で上記必要事項を連絡すること。後日、当機構から FAX もしくは郵送で募集要領等一式を交付する。

#### 4. 参加意思確認書の提出期限等

平成 31 年 2 月 15 日（金曜日）17 時 00 分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 9 階  
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 富永、佐々木  
電 話 044-520-9614 FAX 044-520-2193

#### 5. その他

- (1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金に関する事項

免除する。

- (3) 応募者に要求される事項

参加意思確認書の審査結果通知日までに契約担当職理事から参加意思確認書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 契約手続

応募要件を満たすと認められ、かつ独立行政法人環境再生保全機構会計規程第 46 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内である者が複数いる場合にあっては、複数者と契約を締結するものとする。

#### 6. 契約情報の公表について

- (1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

- (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(注) 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争、指名競争及び随意契約（以下「一般競争等」という。）に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。